

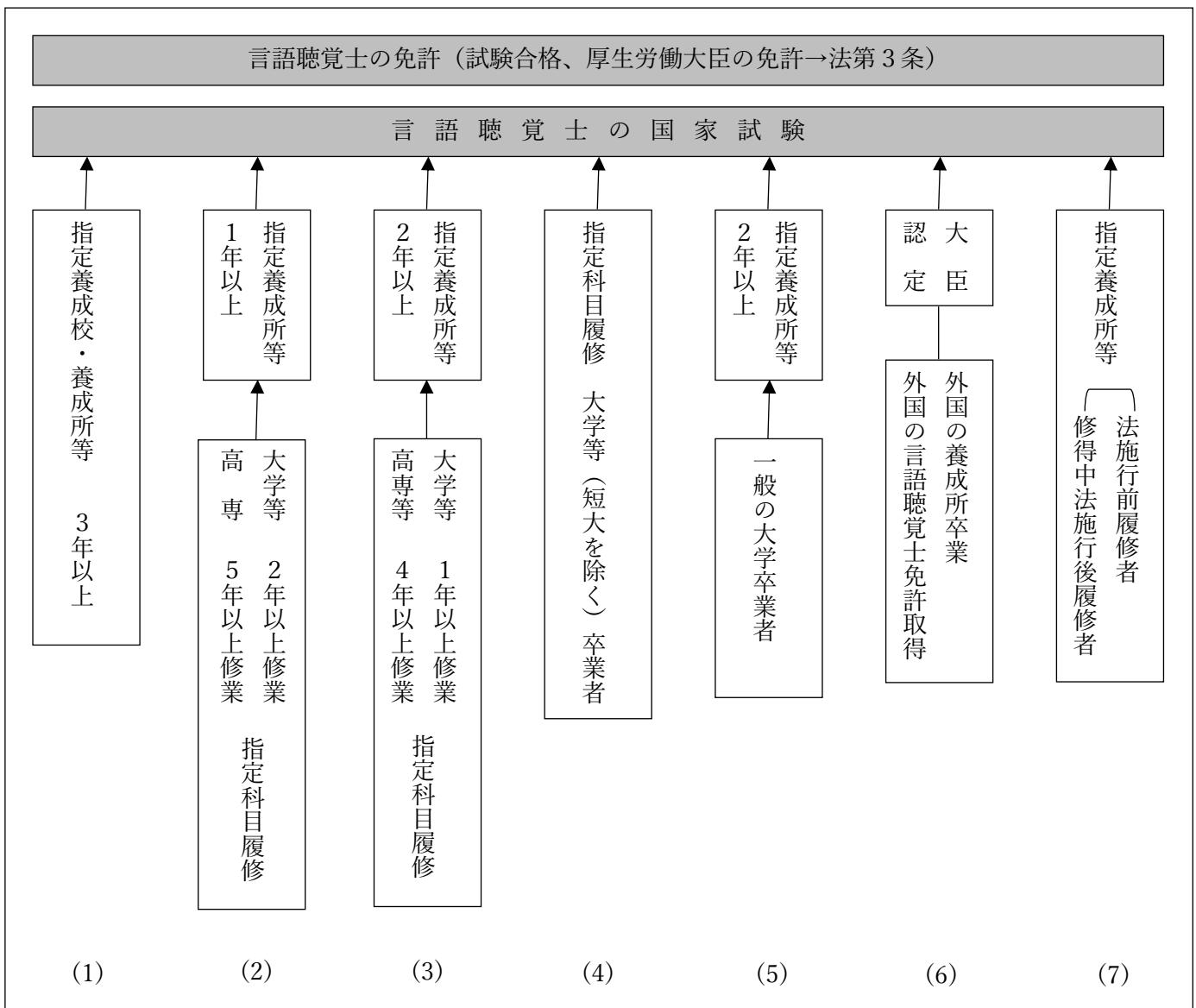
# 言語聴覚士（ST）

資格の種類		
国家	公的	その他

## ●言語聴覚士とは

言語聴覚士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人々に対して、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいうものです。

## 言語聴覚士の資格要件



## ●受験資格について

言語聴覚士の免許は、言語聴覚士国家試験に合格した者に与えられます。

言語聴覚士国家試験の受験資格は、次の者に与えられます。

- (1)大学入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所において3年以上必要な知識及び技能を修得した者
- (2)学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士施行規則第14条に定める学校等において2年（高等専門学校にあっては、5年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、指定施設において1年以上の必要な知識及び技能を修得した者
- (3)学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第15条に定める学校等において1年（高等専門学校にあっては、4年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、指定施設において2年以上必要な知識及び技能を修得した者
- (4)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者又は法第33条第4号の厚生労働省令で定める者で厚生労働大臣の指定した科目を修めて終了した者
- (5)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者で、指定施設において2年以上必要な知識及び技能を修得した者
- (6)外国の法第2条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で言語聴覚士に係る厚生労働大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)～(5)の者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの
- (7)言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、指定施設において、法施行の際（平成10年9月1日）現に指定施設を卒業している者および在学中で、法施行後に卒業した者（法附則第2条）

## ●指定科目について

### (2) の場合における指定科目

①人文科学のうち2科目 ②社会科学のうち2科目 ③自然科学のうち2科目（統計学を含む。） ④外国語  
⑤保健体育 ⑥基礎医学（医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。）、臨床医学（内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。）、臨床歯科医学（口腔外科学を含む。）、音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学（心理測定法を含む。）、言語学、音声学、言語発達学、音響学（聴覚心理学含む。）社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規含む）、言語聴覚障害学総論（言語聴覚障害診断学を含む。）、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学（脳性麻痺及び学習障害を含む。）、発生発語・嚙下障害学（音声障害、構音障害及び吃音を含む。）及び聴覚障害学（小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。）のうち8科目

### (3) の場合における指定科目

①人文科学のうち2科目 ②社会科学のうち2科目 ③自然科学のうち2科目（統計学を含む。） ④外国語  
⑤保健体育 ⑥基礎医学（医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。）、臨床医学（内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。）、臨床歯科医学（口腔外科学を含む。）、音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学（心理測定法を含む。）、言語学、音声学、言語発達学、音響学（聴覚心理学含む。）社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規含む）のうち4科目

#### (4) の場合における指定科目

- ①基礎医学（医学概論、解剖学、生理学及び病理学を含む。）②臨床医学（内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。）③臨床歯科医学（口腔外科学を含む。）④音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）⑤臨床心理学⑥生涯発達心理学⑦学習・認知心理学（心理測定法を含む。）⑧言語学⑨音声学⑩言語発達学⑪音響学（聴覚心理学を含む。）⑫社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。）⑬言語聴覚障害学総論⑭失語・高次脳機能障害学⑮発声発語・嚥下障害学（音声障害、構音障害及び吃音を含む。）⑯聴覚障害学（小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。）⑰臨床実習

### ●国家試験について

(1)申込時期 毎年11月下旬頃～12月中旬頃

(2)試験日 每年2月中旬頃

(3)試験内容

言語聴覚士国家試験の試験科目は次のとおりです。

基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、心理学、音声・言語学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学

#### 国家試験についての問い合わせ先

公益財団法人 医療研修推進財団

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル7階

☎ 03-3501-6515

(ホームページ) <http://pmet.or.jp/>

### ●県内の言語聴覚士養成校

学 校 名	所 在 地	電話番号	コース
川崎医療福祉大学 リハビリテーション学部 言語聴覚療法学科	〒701-0193 倉敷市松島288	086-462-1111	4年
朝日医療大学校 言語聴覚学科	〒700-0026 岡山市北区奉還町2-7-1	086-255-2000	3年

### ●言語聴覚士に関する情報

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-5-16 霞ビル801

FAX 03-6412-9854

(ホームページ) <http://www.jaslht.or.jp/>

(E-mail) jasoffice@jaslht.gr.jp ※問い合わせ等は、FAXまたはメールのみでの対応